

# 感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金のご案内

R3.4.8時点

大阪府知事が決定した休業および営業時間短縮の要請に応じた事業者に対して、営業時間短縮協力金を支給しています。  
**要請期間毎に申請が必要**です。期限までにお忘れなくお手続きください。  
(支給額については最高額)

	令和2年 11月	12月	令和3年 1月	2月	3月	4月	5月	
令和2年11月及び12月 (北区・中央区)	支給額：58万円 受付：大阪市	【要請期間】 11/27-12/15	【申請受付期間】 12/16-1/29	緊急事態宣言(1/14-2/28)				
令和2年12月 (大阪市全域)	支給額：156万円 受付：大阪市	要請 12/16-1/13	受付 1/14-2/26					
大阪府協力金 第1期 (大阪府全域)	支給額：150万円 受付：大阪府		要請 1/14-2/7					受付 2/8-3/22
大阪府協力金 第2期 (大阪府全域)	支給額：126万円 受付：大阪府		要請 2/8-2/28					受付 3/8-4/19
第3期 協力金 令和3年3月(府・市) (大阪市全域)	支給額：140万円 受付：大阪府							要請 3/1-4/4
上乗せ協力金 (大阪市全域)	支給額：35/70/105万円 受付：大阪市			要請 3/1-4/4	受付 4/8-5/27			

令和3年4月5日以降の営業時間短縮協力金については、詳細が決定次第お知らせします。

## ◆お問い合わせ先◆

### 大阪府

大阪府営業時間短縮協力金コールセンター

電話番号 06-6210-9525  
 (月曜日～土曜日、9時～19時)

### 大阪市

営業時間短縮協力金コールセンター

電話番号 06-6654-3553、06-6655-0711・0820  
 (月曜日～土曜日、9時～17時30分)

## ◆ 現在申請を受け付けている協力金

名称	大阪府営業時間短縮協力金（第2期）
要請期間	令和3年2月8日（月曜日）から2月28日（日曜日）まで
支給額	最高126万円
申請期間	令和3年3月8日から4月19日まで
対象者	次の要件を満たす事業者が対象となります。 (1) 大阪府域に飲食店・遊興施設を有すること (2) 対象施設（店舗）を運営しており、令和3年2月8日から2月28日までの期間、要請を遵守していること (3) 業種別ガイドラインを遵守し、感染防止宣言ステッカーを導入していること ※感染防止宣言ステッカーを導入していない期間は休業していることが必要 (4) 営業に関する必要な許認可等を取得していること (5) 令和3年2月28日以前に開業又は設立していること。また、申請する店舗において令和3年2月28日以前に営業を開始しており、営業実態があること。

### 申請方法

パソコン・スマートフォンで申請いただけます。  
各協力金に関するホームページで詳細をご確認のうえ、システムから申請してください。

#### 大阪府協力金（第2期）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokosomu/eigyozikantansyuku2/index.html>



#### 第3期協力金（府市協力金）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokosomu/eigyozikantansyuku2/index.html>



#### 第3期協力金（上乗せ協力金）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokosomu/eigyozikantansyuku2/index.html>



名称	第3期 営業時間短縮協力金 (令和3年3月大阪府・大阪市共同)						
要請期間	令和3年3月1日（月曜日）から4月4日（日曜日）まで						
支給額	<p><b>府市協力金</b> 最高140万円</p> <p><b>上乗せ協力金</b> 賃料が60万円以上の場合は次の額を上乗せして支給</p> <p>賃料月額が</p> <table border="1"> <tr> <td>60万円以上80万円未満の場合</td> <td>最高 35万円</td> </tr> <tr> <td>80万円以上100万円未満の場合</td> <td>最高 70万円</td> </tr> <tr> <td>100万円以上の場合</td> <td>最高 105万円</td> </tr> </table>	60万円以上80万円未満の場合	最高 35万円	80万円以上100万円未満の場合	最高 70万円	100万円以上の場合	最高 105万円
60万円以上80万円未満の場合	最高 35万円						
80万円以上100万円未満の場合	最高 70万円						
100万円以上の場合	最高 105万円						
申請期間	令和3年4月8日から5月27日まで						
対象者	<p><b>府市協力金</b></p> <p>次の要件を満たす事業者が対象となります。</p> <p>(1) 大阪市内に対象施設（店舗）を有すること          (2) 対象施設（店舗）を運営しており、令和3年3月1日から4月4日までの期間、営業時間短縮要請の内容を遵守していること          （3月1日から3月21日までの間にのみ要請に応じた場合も日数に応じて支給対象となります。）          （令和3年3月1日から4月4日までの間に、開店もしくは閉店した事業者も対象になる場合があります。）          (3) 業種別ガイドラインを遵守し、感染防止宣言ステッカーを導入していること          (4) 営業に関する必要な許認可等を取得していること          (5) 時短要請期間の終期までに開業しており、当該店舗で営業実態があること</p> <p><b>上乗せ協力金</b></p> <p>次の要件を満たす事業者が対象となります。</p> <p>(1) 基本額の支給が決定していること          (2) 賃貸借契約等により対象施設を第三者から賃借して営業していること          （自己取引や親族間取引は対象外）          (3) 月額賃料等が60万円以上であること          (4) 賃料等の支払い実績があること</p>						

## ◆ 今後募集予定の協力金（未定）

令和3年4月5日以降の営業時間短縮協力金については、詳細が決定次第お知らせします。

## ◆ 注意

- 営業時間短縮協力金は、課税対象となりますので、その他の収入と合わせて申告が必要です。詳細については、所轄の税務署までお問合せください。
- 支給要件を満たしていないにもかかわらず、**内容を偽って申請する行為は犯罪**です。  
不正受給と判断された場合は、協力金を返還いただくとともに、申請者の屋号、氏名等を公表するなど、厳正に対処いたします。